



# 無料低額診療をみんなのものに

● 和田 浩（長野・健和会病院院長）

今年2月の時点で、当院で2020年度の「無料低額診療」の対象となった患者さんは17人でした。コロナ禍で困窮している人は増えている



にもかかわらず、例年並みです。「無料低額診療を必要としているのに、知らないから受診をあきらめてしまう人がきつ」というはずだ」と思いました。

無料低額診療について、『元気』読者のみなさんはよくご存じかもしれませんが、世間ではまだ知らない人の方が圧倒的に多いのです。そこで3月に、私と相談室長で記者会見をして利用を訴えました。テレビ3社、新聞6社が取材に来て報道してくれました。

一番素早い反応は、地元医師会の理事をしている開業医の先生からでした。ある医師会員から「療養担当規則違反ではないのか」という問い合わせがあったというのです。「値引きをして客寄せをしているのでは」という疑問だったようです。理事の先生は県に問い合わせ、

「問題ない」ことを確認。さらに自分の患者さんの中にも困窮した方がいて、先生自身があちこちかけあつてどうにもならなかったことがあつたそう、で、「コロナ禍に一筋の光明を示していただいた」と言ってくれました。

さらに、医師会長が「これはみんなに知らせる必要がある」と、無料低額診療について周知する文書を医師会会員全員に配布してくれました。

コロナで困窮した患者さんに気づき、心を痛め、何とかしたいと思っっているのは、なにも民医連職員だけではありません。しかし気づいても打てる手がないと、気づくこと自体に臆病になってしまいます。

無料低額診療を知らせることは、患者さんだけでなく全ての医療者にとって必要なことだと感じています。

※療養担当規則 保険医療を担う医療機関が守るべき定めで、全24条からなる。